

白川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第15号

白川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(白川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年白川町規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第13条 条例第14条の町の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、他の地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(22) (略) 2～4 (略)	(特別休暇) 第13条 条例第14条の町の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人 _____等として国会、裁判所、他の地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(22) (略) 2～4 (略)

(白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 白川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年白川町規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第3(第14条関係) 有給特別休暇事由別付与期間表 【別記1 参照】	別表第3(第14条関係) 有給特別休暇事由別付与期間表 【別記1 参照】

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

【別記1】

改正後

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

改正前

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会 <u>その他</u> の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間